平成２３年度

寒川町国民健康保険運営協議会（第４回）会議次第

日時：平成２３年１１月１４日（月）
午後１時００分から
場所：東分庁舎第３会議室（２Ｆ）

１．開会

２．議題

（１）国民健康保険条例の一部改正（案）について（暫定賦課の廃止）

（２）その他

３．閉会

資料　1

国民健康保険条例の一部改正（案）について
（暫定賦課の廃止）

寒川町国民健康保険料条例等の一部改正

1．改正理由

暫定賦課（仮算定）を廃止して寒川町国民健康保険料の算定を被保険者にわかりやすくする。また、それに伴い電算処理費用や郵送料等の経費節減を図る。

2．改正点

４月に暫定賦課、７月に本算定賦課と２回に分けて賦課をしているが、６月の本算定賦課の１回だけにする。

①普通徴収の特例の廃止（第１９条の２・第１９条の３）

現行の条例の概略

ア．普通徴収の特例（第１９条の２）

前年度の国民健康保険料を当該年度の納期で除した額を暫定賦課保険料として徴収できる。

本算定確定後に暫定賦課で徴収した金額の過不足額を徴収または還付できる。

イ．普通徴収の特例に係る保険料額の修正の申出等（第１９条の３）

暫定賦課の保険料が前年度の２分の１未満の場合、保険料額の修正を申し出ることができる。

また、前記の申し出について相当の理由があると認められた時は保険料の修正ができる。

②納期の変更（第１８条）

現行納期を１２期から１０期とする。

・現　行：暫定賦課　（３期分、４月～６月）
　　本算定賦課（９期分、７月～翌年３月）

・改正案：本算定賦課（１０期分、６月～翌年３月）

③条例改正に伴う施行規則の一部改正（規則第５条）

条文中「国民健康保険料暫定（仮計算）賦課通知書（第１号様式）」を廃止して「国民健康保険料決定通知書」（第２号様式）を（第１号様式）とし、以下２号から７号までの様式をそれぞれ一号ずつ繰り上げる。

3．県内の状況

①暫定賦課を実施していない市町村　２０自治体（１４市５町１村）

横浜、川崎、横須賀、平塚、藤沢、茅ヶ崎、相模原、三浦、秦野、厚木、大和、海老名、座間、綾瀬、大磯、二宮、開成、湯河原、愛川、清川

②暫定賦課を実施している市町村　　１３自治体（５市８町）

鎌倉、小田原、逗子、伊勢原、南足柄、葉山、寒川、中井、大井、松田、箱根、真鶴

4．改正経過

寒川町国民健康保険運営協議会

保険料の算定がわかりにくい、事務処理等の経費がかかる等の課題を解消するため、平成２２年度寒川町国民健康保険運営協議会の中で重要な審議事項として計３回の審議をし、暫定賦課を廃止することに決定した。平成２３年２月２１日に審議結果を町長に報告した。

寒川町条例第　号

寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例

寒川町国民健康保険条例(昭和34年寒川町条例第8号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項及び第2項を次のように改める。

普通徴収に係る保険料の納期は、次のとおりとする。

6月期　6月1日から同月30日まで
7月期　7月1日から同月31日まで
8月期　8月1日から同月31日まで
9月期　9月1日から同月30日まで
10月期10月1日から同月31日まで
11月期11月1日から同月30日まで
12月期12月1日から1月4日まで
1月期　1月4日から同月31日まで
2月期　2月1日から同月末日まで
3月期　3月1日から同月31日まで

2　各納期の保険料の額は、賦課額の10分の1に相当する額とし、10分の1に相当する額に10円未満の端数があるときは、その端数に相当する金額を6月期に合算するものとする。

第18条に次の1項を加える。

3　第1項に規定する納期によりがたい場合においては、前2項の規定にかかわらず、町長は納期及び各納期の保険料の額を別に定めることができる。この場合において、町長は当該納期及び各納期の保険料の額を通知しなければならない。

第19条の2及び第19条の3を削る。

附　則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

寒川町国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
（普通徴収に係る保険料の納期） 第18条　普通徴収に係る保険料は、毎月末日までに納付しなければならない。ただし、当該末日が次の各号に掲げる日のいずれかに当たるときは、これらの日の翌日をもつて納期限とみなす。 (1)　日曜日及び土曜日 (2)　国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3)　12月29日から翌年の1月3日までの日(前項に掲げる日を除く。)	（普通徴収に係る保険料の納期） 第18条　普通徴収に係る保険料の納期は、次のとおりとする。 6月期　6月1日から同月30日まで 7月期　7月1日から同月31日まで 8月期　8月1日から同月31日まで 9月期　9月1日から同月30日まで 10月期　10月1日から同月31日まで 11月期　11月1日から同月30日まで 12月期　12月1日から1月4日まで 1月期　1月4日から同月31日まで 2月期　2月1日から同月末日まで 3月期　3月1日から同月31日まで
2　次条の規定により保険料額の算定を行つたときは、普通徴収に係る保険料の納期を定めこれを通知しなければならない。	2　各納期の保険料の額は、賦課額の10分の1に相当する額とし、10分の1に相当する額に10円未満の端数があるときは、その端数に相当する金額を6月期に合算するものとする。
（加える）	3　第1項に規定する納期によりがたい場合においては、前2項の規定にかかわらず、町長は納期及び各納期の保険料の額を別に定めることができる。この場合において、町長は当該納期及び各納期の保険料の額を通知しなければならない。
～略～	～略～
（普通徴収の特例） 第19条の2　保険料の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等及び第15条の固定資産税額が確定しないため当該年度分の保険料を確定することができない場合においては、その確定する日までの間に到来する納期において徴収すべき保険料に限り、保険料の納付義務者について、その世帯に属する被保険者に係る前々年の基礎控除後の総所得金額等及び前年度の固定資産税額を用いて算定した保険料額を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲内において、それぞれの納期に係る保険料を徴収する。ただし、所得割については、附則第14項及び第15項の規定による譲渡所得を除いた額を所得額とする。	（削る）
2　前項の規定によつて保険料を賦課した場合において、当該保険料が当該年度分の保険料に満たないこととなるときは、当該年度分の保険料が確定した日以後の納期において、その不足料額を徴収し、すでに徴収した保険料が当該年度分の保険料額を超えることとなるときは、その過納額を還付し、又は当該納付義務者の未納に係る徴収金に充当する。	

（普通徴収の特例に係る保険料額の修正の申出等） 第19条の3　前条第1項の規定によつて保険料を賦課した場合において、当該年度分の保険料額が前年度の保険料額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定によつて保険料を徴収されることとなる者は、町長に前条第1項の規定によつて徴収される保険料額の修正を申し出ることができる。 2　前項の規定による修正の申し出があつた場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、町長は、当該年度分の保険料額の見積額を基礎として、前条第1項の規定によつて徴収する保険料額を修正しなければならない。 ～略～	（削る） ～略～ 附　則 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

寒川町規則第　号

寒川町国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町国民健康保険条例施行規則(平成13年寒川町規則第30号)の一部を次のように改正する。

第5条中「国民健康保険料暫定(仮計算)賦課通知書(第1号様式)及び」を削り、「第2号様式」を「第1号様式」に改める。

第8条第1項中「第3号様式」を「第2号様式」に改める。

第9条第2項中「第4号様式」を「第3号様式」に改め、同条第3項中「第5号様式」を「第4号様式」に改める。

第10条中「第6号様式」を「第5号様式」に改める。

第11条中「第7号様式」を「第6号様式」に改める。

第13条中「第7号様式」を「第6号様式」に改める。

第1号様式を削る。

第2号様式を次のように改める。

第1号様式(第5条関係)

住　　所

氏　　名　様

国民健康保険料決定通知書

国民健康保険料額を下記のとおり決定しましたので通知します。

寒川町長　　氏　　名　　印

納入義務者			
住　所			
生年月日		性別	
世帯番号			
通知番号			
記号番号			
徴収方法			
特別徴収義務者			
特別徴収対象年金			
上記年金の年金額	円		

下記に記載のある方は口座振替納付です。

金融機関			
口座種別		口座番号	
口座名義人			
納付区分			
年間保険料額	円		
備　考			

賦課明細	医療分	支援金分	介護分
①基準総所得金額(円)			
②固定資産税相当額(円)			
③被保険者数(人)			
④所得割額(円)			
⑤資産割額(円)			
⑥均等割額(円)			
⑦平等割額(円)			
⑧均等割軽減額(円)			
⑨平等割軽減額(円)			
⑩限度超過額(円)			
⑪算定額(円)			
⑫月割増減額(円)			
⑬年間保険料額(円)			
年間保険料額　計(円)			

月	特別徴収額	期別	普通徴収額	普通徴収額の納期限
4月	(円)		(円)	
5月				
6月		6月期分		
7月		7月期分		
8月		8月期分		
9月		9月期分		
10月		10月期分		
11月		11月期分		
12月		12月期分		
1月		1月期分		
2月		2月期分		
3月		3月期分		
計		計		
合計				

氏　名	加入月数			軽減基準所得金額	基準総所得金額	固定資産税相当額
	一般	退職	介護			

税率	医療分	支援金分	介護分
所得割率(%)			
資産割率(%)			
均等割額(円)			
平等割額(円)			

第2号様式を第1号様式とし、第3号様式を第2号様式とし、第4号様式を第3号様式とし、第5号様式を第4号様式とし、第6号様式を第5号様式とし、第7号様式を第6号様式とする。

附　則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

寒川町国民健康保険条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
（保険料の通知） 第5条　条例第21条の規定による通知は、国民健康保険料暫定（仮計算）賦課通知書（第1号様式）及び国民健康保険料決定通知書（第2号様式）とする。	（保険料の通知） 第5条　条例第21条の規定による通知は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿国民健康保険料決定通知書（第1号様式）とする。
～略～	～略～
（保険料の徴収猶予及び減免に係る申請書等） 第8条　条例第24条第2項及び第25条第2項の規定する申請書は、国民健康保険料（徴収猶予・減免）申請書（第3号様式）とする。	（保険料の徴収猶予及び減免に係る申請書等） 第8条　条例第24条第2項及び第25条第2項の規定する申請書は、国民健康保険料（徴収猶予・減免）申請書（第2号様式）とする。
2　（略）	2　（略）
（保険料の徴収猶予又は減免に係る決定等） 第9条　（略）	（保険料の徴収猶予又は減免に係る決定等） 第9条　（略）
2　前項の決定を行つた場合は、国民健康保険料（徴収猶予・減免）（承認・不承認）決定通知書（第4号様式）により当該申請を行つた者に通知するものとする。	2　前項の決定を行つた場合は、国民健康保険料（徴収猶予・減免）（承認・不承認）決定通知書（第3号様式）により当該申請を行つた者に通知するものとする。
3　町長は、保険料の徴収猶予又は減免の決定を受けた者の世帯の収入、資力等の変更により、当該決定の変更又は取消しを行う必要があると認められる場合には、速やかに変更又は取消しを行い、当該変更又は取消しに係る世帯の納入義務者に対し国民健康保険料（徴収猶予・減免）（取消・変更）決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。	3　町長は、保険料の徴収猶予又は減免の決定を受けた者の世帯の収入、資力等の変更により、当該決定の変更又は取消しを行う必要があると認められる場合には、速やかに変更又は取消しを行い、当該変更又は取消しに係る世帯の納入義務者に対し国民健康保険料（徴収猶予・減免）（取消・変更）決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。
（異動連絡票） 第10条　町長は、旧被扶養者が町外へ転出する場合には、旧被扶養者異動連絡票（第6号様式）を交付するものとする。	（異動連絡票） 第10条　町長は、旧被扶養者が町外へ転出する場合には、旧被扶養者異動連絡票（第5号様式）を交付するものとする。
（証票） 第11条　条例第28条の2第1項及び第2項の規定による身分を証明する証票は、国民健康保険料徴収・滞納処分職員証（第7号様式）とする。	（証票） 第11条　条例第28条の2第1項及び第2項の規定による身分を証明する証票は、国民健康保険料徴収・滞納処分職員証（第6号様式）とする。
～略～	～略～
（帳票） 第13条　法令及びこの規則の規定による書類その他国民健康保険の事務に必要な書類の様式は、第1号様式から第7号様式までに定めるもののほか、別に定める。	（帳票） 第13条　法令及びこの規則の規定による書類その他国民健康保険の事務に必要な書類の様式は、第1号様式から第6号様式までに定めるもののほか、別に定める。
第1号様式（第5条関係） 国民健康保険料暫定（仮計算）賦課通知書 ［別紙参照］	（削る）

第2号様式(第5条関係) 国民健康保険料決定通知書 [別紙参照] 第3号様式(第8条関係) 第4号様式(第9条関係) 第5号様式(第9条関係) 第6号様式(第10条関係) 第7号様式(第11条関係)	第1号様式(第5条関係) 国民健康保険料決定通知書 [別紙参照] 第2号様式(第8条関係) 第3号様式(第9条関係) 第4号様式(第9条関係) 第5号様式(第10条関係) 第6号様式(第11条関係) 附　則 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

第2号様式(第5条関係)　　(現　行)

住　所

氏　名　様

国民健康保険料決定通知書

国民健康保険料額を下記のとおり決定しましたので通知します。

寒川町長　氏　名　㊞

被保険者氏名	
住所	
生年月日	性別
世帯番号	
通知番号	
記号番号	
徴収方法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	
上記年金の年金額	円

下記に記載のある方は口座振替納付です。

金融機関	
口座種別	口座番号
口座名義人	
納付区分	
年間保険料額	円
備考	

賦課明細	医療分	支援金分	介護分
①基準総所得金額(円)			
②固定資産税相当額(円)			
③被保険者数(人)			
④所得割額(円)			
⑤資産割額(円)			
⑥均等割額(円)			
⑦平等割額(円)			
⑧均等割軽減額(円)			
⑨平等割軽減額(円)			
⑩限度超過額(円)			
⑪算定額(円)			
⑫月割増減額(円)			
⑬年間保険料額(円)			
年間保険料額　計(円)		減免額	

月	特別徴収額	期別	普通徴収額	普通徴収額の納期限
4月	(円)	第1期分	(円)	
5月		第2期分		
6月		第3期分		
7月		第4期分		
8月		第5期分		
9月		第6期分		
10月		第7期分		
11月		第8期分		
12月		第9期分		
1月		第10期分		
2月		第11期分		
3月		第12期分		
計		計		
合計				

氏名	加入月数 一般 退職 介護	軽減基準所得金額	基準総所得金額	固定資産税相当額

税率	医療分	支援金分	介護分
所得割率(%)			
資産割率(%)			
均等割額(円)			
平等割額(円)			

第1号様式(第5条関係)　　(改　正　案)

住　所

氏　名　様

国民健康保険料決定通知書

国民健康保険料額を下記のとおり決定しましたので通知します。

寒川町長　氏　名　㊞

納入義務者	
住所	
生年月日	性別
世帯番号	
通知番号	
記号番号	
徴収方法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	
上記年金の年金額	円

下記に記載のある方は口座振替納付です。

金融機関	
口座種別	口座番号
口座名義人	
納付区分	
年間保険料額	円
備考	

賦課明細	医療分	支援金分	介護分
①基準総所得金額(円)			
②固定資産税相当額(円)			
③被保険者数(人)			
④所得割額(円)			
⑤資産割額(円)			
⑥均等割額(円)			
⑦平等割額(円)			
⑧均等割軽減額(円)			
⑨平等割軽減額(円)			
⑩限度超過額(円)			
⑪算定額(円)			
⑫月割増減額(円)			
⑬年間保険料額(円)			
年間保険料額　計(円)			

月	特別徴収額	期別	普通徴収額	普通徴収額の納期限
4月	(円)		(円)	
5月				
6月		6月期分		
7月		7月期分		
8月		8月期分		
9月		9月期分		
10月		10月期分		
11月		11月期分		
12月		12月期分		
1月		1月期分		
2月		2月期分		
3月		3月期分		
計		計		
合計				

氏名	加入月数 一般 退職 介護	軽減基準所得金額	基準総所得金額	固定資産税相当額

税率	医療分	支援金分	介護分
所得割率(%)			
資産割率(%)			
均等割額(円)			
平等割額(円)			

資料　2

按分率変更によるシミュレーションについて

●資産割廃止によるシミュレーション資料（按分率）

	所得割	資産割	均等割	平等割	応能割	応益割
現　行	52%	8%	28%	12%	60%	40%
シミュレーション①	60%	0%	28%	12%	60%	40%
シミュレーション②	55%	0%	30%	15%	55%	45%
シミュレーション③	55%	0%	25%	20%	55%	45%
シミュレーション④	50%	0%	35%	15%	50%	50%
シミュレーション⑤	50%	0%	30%	20%	50%	50%

（参考）保険料方式市町村における按分率一覧　　平成23年度現在

保険者名		方式	所得割	資産割	均等割	平等割	応能割	応益割	備考
1	横浜市	料	50%	0%	50%	0%	50%	50%	
2	川崎市	料	65%	0%	20%	15%	65%	35%	
3	横須賀市	料	－	－	－	－	－	－	料率規定
5	鎌倉市	料	65%	0%	25%	10%	65%	35%	
6	藤沢市	料	50%	0%	35%	15%	50%	50%	
7	小田原市	料	55%	0%	30%	15%	55%	45%	
8	茅ヶ崎市	料	55%	0%	25%	20%	55%	45%	
9	逗子市	料	70%	0%	20%	10%	70%	30%	
13	厚木市	料	52%	0%	30%	18%	52%	48%	
18	南足柄市	料	46%	4%	30%	20%	50%	50%	
20	葉山町	料	50%	0%	35%	15%	50%	50%	
29	箱根町	料	55%	7%	21%	17%	62%	38%	
31	湯河原町	料	40%	10%	35%	15%	50%	50%	
33	清川村	料	53%	4%	33%	10%	57%	43%	

◎保険料率比較

		所得割	資産割	均等割	平等割				
現　行	医療分	6.06%	19.00%	21,500	17,500				
	支援金分	2.00%	6.40%	7,000	5,700	現行との差（ シミュレーション － 現行 ）			
	介護分	1.60%	5.20%	7,100	3,900	所得割	資産割	均等割	平等割
シミュレーション①	医療分	7.01%	0.00%	21,709	17,569	0.95%	-19.00%	209	69
	支援金分	2.33%	0.00%	6,989	5,656	0.33%	-6.40%	-11	-44
	介護分	1.79%	0.00%	7,183	3,973	0.19%	-5.20%	83	73
シミュレーション②	医療分	6.37%	0.00%	23,260	21,961	0.31%	-19.00%	1,760	4,461
	支援金分	2.11%	0.00%	7,488	7,070	0.11%	-6.40%	488	1,370
	介護分	1.62%	0.00%	7,696	4,966	0.02%	-5.20%	596	1,066
シミュレーション③	医療分	6.36%	0.00%	19,383	29,282	0.30%	-19.00%	-2,117	11,782
	支援金分	2.11%	0.00%	6,240	9,426	0.11%	-6.40%	-760	3,726
	介護分	1.62%	0.00%	6,413	6,621	0.02%	-5.20%	-687	2,721
シミュレーション④	医療分	5.74%	0.00%	27,137	21,961	-0.32%	-19.00%	5,637	4,461
	支援金分	1.90%	0.00%	8,736	7,070	-0.10%	-6.40%	1,736	1,370
	介護分	1.46%	0.00%	8,979	4,966	-0.14%	-5.20%	1,879	1,066
シミュレーション⑤	医療分	5.74%	0.00%	23,260	29,282	-0.32%	-19.00%	1,760	11,782
	支援金分	1.90%	0.00%	7,488	9,426	-0.10%	-6.40%	488	3,726
	介護分	1.46%	0.00%	7,696	6,621	-0.14%	-5.20%	596	2,721

◎1人当保険料・1世帯当保険料比較

		1人保険料	1世帯保険料		
現　行	医療分	72,860	132,538		
	支援金分	23,437	42,634	現行との差（ シミュレーション － 現行 ）	
	介護分	24,615	31,764	1人保険料	1世帯保険料
シミュレーション①	医療分	73,410	133,538	550	1,000
	支援金分	23,624	42,974	187	340
	介護分	24,476	31,585	▲ 139	▲ 179
シミュレーション②	医療分	72,880	132,574	20	36
	支援金分	23,445	42,649	8	15
	介護分	24,306	31,366	▲ 309	▲ 398
シミュレーション③	医療分	72,781	132,393	▲ 79	▲ 145
	支援金分	23,441	42,641	4	7
	介護分	24,298	31,356	▲ 317	▲ 408
シミュレーション④	医療分	72,386	131,676	▲ 474	▲ 862
	支援金分	23,297	42,380	▲ 140	▲ 254
	介護分	24,192	31,218	▲ 423	▲ 546
シミュレーション⑤	医療分	72,341	131,594	▲ 519	▲ 944
	支援金分	23,290	42,367	▲ 147	▲ 267
	介護分	24,182	31,206	▲ 433	▲ 558

◎モデルケースで見る資産割廃止の影響

ケース1-1：4人世帯（夫婦、子2人） 妻・子2人は扶養 資産あり

収入　給与収入（年額）　3,600,000 給与所得額　2,340,000
資産　固定資産税額　100,000
人数　4 人　内 介護該当　2 人

	医療分	支援金分	介護分	合計	現行との差
現行	244,300	80,300	55,460	380,060	0
①	245,300	80,440	54,310	380,050	▲ 10
②	243,030	79,430	52,920	375,380	▲ 4,680
③	234,650	76,790	52,000	363,440	▲ 16,620
④	245,880	80,200	52,270	378,350	▲ 1,710
⑤	237,690	77,560	51,350	366,600	▲ 13,460

ケース1－2：4人世帯（夫婦、子2人） 妻・子2人は扶養 資産なし

収入　給与収入（年）　3,600,000 所得　2,340,000
資産　固定資産税額　0
人数　4 人　介護該当　2 人

	医療分	支援金分	介護分	合計	現行との差
現行	225,300	73,900	50,260	349,460	0
①	245,300	80,440	54,310	380,050	30,590
②	243,030	79,430	52,920	375,380	25,920
③	234,650	76,790	52,000	363,440	13,980
④	245,880	80,200	52,270	378,350	28,890
⑤	237,690	77,560	51,350	366,600	17,140

ケース2-1：2人世帯（夫婦） 妻は扶養 資産あり

収入　給与収入（年額）　1,200,000 給与所得額　550,000　5割軽減該当
資産　固定資産税額　100,000
人数　2 人　内 介護該当　2 人

	医療分	支援金分	介護分	合計	現行との差
現行	62,580	20,650	17,770	101,000	0
①	45,910	14,940	13,100	73,950	▲ 27,050
②	48,250	15,660	13,740	77,650	▲ 23,350
③	48,010	15,590	13,280	76,880	▲ 24,120
④	50,740	16,450	14,670	81,860	▲ 19,140
⑤	50,520	16,380	14,210	81,110	▲ 19,890

ケース2-2：2人世帯（夫婦） 妻は扶養 資産なし

収入　給与収入（年）　1,200,000 所得　550,000 5割軽減該当
資産　固定資産税額　0
人数　2 人　介護該当　2 人

	医療分	支援金分	介護分	合計	現行との差
現行	43,580	14,250	12,570	70,400	0
①	45,910	14,940	13,100	73,950	3,550
②	48,250	15,660	13,740	77,650	7,250
③	48,010	15,590	13,280	76,880	6,480
④	50,740	16,450	14,670	81,860	11,460
⑤	50,520	16,380	14,210	81,110	10,710

資料　3

１２月補正予算（案）について

１２月補正予算の概要

１．退職被保険者等療養費の増額

６０歳から６４歳までの退職者とその家族の療養費で、療養費の伸びから推計すると予算が不足するため不足額を増額補正します。

療養費の増加の原因としては団塊の世代の人の国保加入者の増加や柔整やマッサージ治療の定着化が考えられます。

対象者数　２３年３月末：１，０４０人
　　２２年３月末：　９２６人

補正額　１２０万円

２．コンビニ収納導入に伴うコンピュータ改修費

平成２４年度よりコンビニ収納を導入します。導入にあたりコンピュータの改修費を計上します。

療養費(金額:千円)

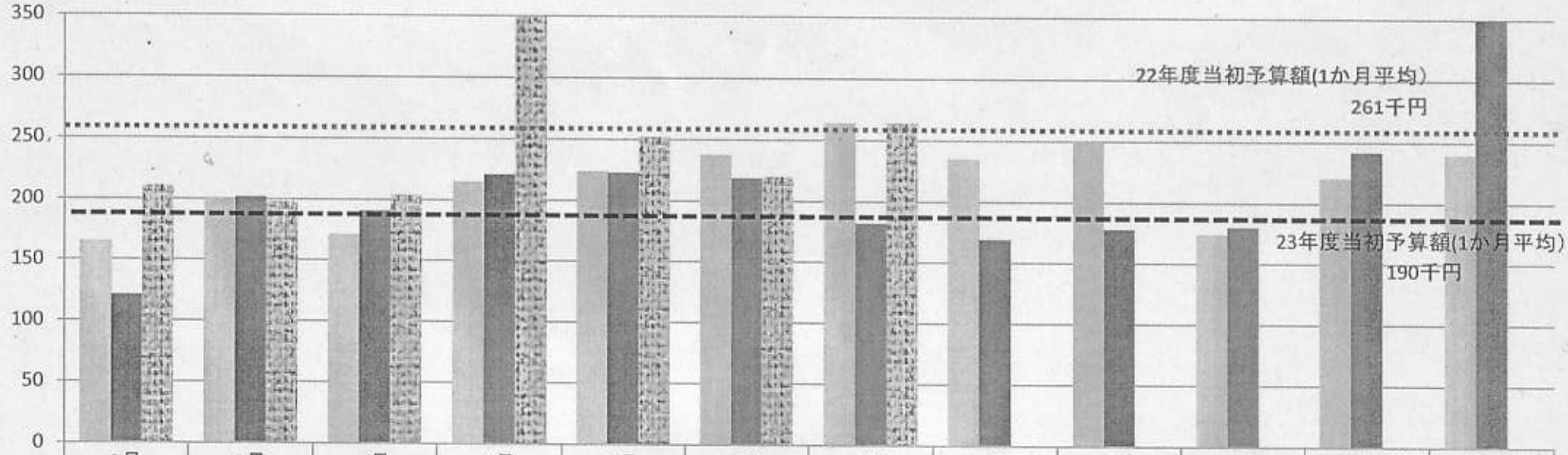

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
21年度	165	200	171	215	224	238	264	235	250	174	221	240
22年度	121	202	191	221	223	219	182	169	178	180	242	372
23年度	211	198	204	509	252	220	264	0	0	0	0	0

	21年度	22年度	23年度
合計	2,597	2,500	1,858
前年比		96.26%	74.32%

コンビニ収納県内市町村の状況

市	実施状況		町村	実施状況	
	国保	税		国保	税
横浜	○	○	寒川	×	○
川崎	×	○	葉山	×	×
相模原	○	○	大磯	×	×
横須賀	×	×	二宮	×	×
平塚	○	○	中井	×	×
藤沢	○	○	大井	×	×
茅ヶ崎	○	○	松田	×	×
海老名	○	○	山北	×	×
小田原	×	○	開成	×	×
鎌倉	×	×	箱根	○	○
逗子	×	×	真鶴	×	×
三浦	○	○	湯河原	×	×
厚木	○	○	愛川	○	○
大和	○	○	清川	×	×
座間	×	×			
綾瀬	×	×			
秦野	×	×			
伊勢原	×	×			
南足柄	×	×			

（県内実施市町村数）

国保：9市2町　税：11市3町